

# 秋田県公報

## 目 次

告示	ページ
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止(二八五・福祉政策課)……………1	1
○生活保護法による介護機関の指定(二八六・福祉政策課)……………1	1
○生活保護法による指定介護機関の事業の休止(二八七・福祉政策課)……………1	1
○政治団体の設立の届出(五五)……………5	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五六)……………6	6
○秋田県指定文化財(史跡)の解除(一〇・文化財保護室)……………5	5
○秋田県指定文化財(史跡)の解除(一〇・文化財保護室)……………5	5
○土地改良区の役員の変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………5	5
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………5	5
○教育委員会告示……………5	5
○政治団体の設立の届出(五五)……………5	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五六)……………6	6
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)……………5	5
○土地改良区の役員の変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………5	5
○土地改良区の定款変更の認可(仙北地域振興局農林部)……………5	5
○教育委員会告示……………5	5
○秋田県指定文化財(史跡)の解除(一〇・文化財保護室)……………5	5
○秋田県指定文化財(史跡)の解除(一〇・文化財保護室)……………5	5
○政治団体の設立の届出(五五)……………5	5
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(五六)……………6	6
○政治団体の解散の届出(五七)……………8	8
○政治団体の収支に関する報告書(五八)……………8	8
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(五九)……………9	9
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(六〇)……………10	10

## 告 示

**秋田県告示第二百八十五号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年五月二十二日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
大館市特別養護老人ホームつくし苑指定短期入所生活介護事業所	大館市長	大館市十二所字大水口四番地五	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 事業	平成十九年三月三十一日
大館市デイサービスセンター大滝指定通所介護事業所	大館市長	大館市十二所字大水口四番地五	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年三月三十一日
大館市デイサービスセンターかつら指定通所介護事業所	大館市長	大館市字三ノ丸百三番地四	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年三月三十一日
八峰町社会福祉協議会八森地域福祉センター訪問介護事業所	八峰町社会福祉協議会 会長	山本郡八峰町八森字家の後六番四	訪問介護	平成十九年三月三十一日
加藤診療所	加藤 一 磨	男鹿市脇本脇本字下谷地三十九番地一	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成十九年三月三十一日
町立大森病院	大森町長	平鹿郡大森町字菅生田二百四十五番地二百五	訪問リハビリテーション	平成十七年九月三十日

**秋田県告示第二百八十六号**  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を

次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日

角間川介護支援センターあかり	加藤診療所	小規模多機能型居宅介護事業所のぞみ	市立大森病院	湯の越温泉デイサービスセンター	西木調剤薬局	大仙市居宅介護支援事業所	大仙市居宅介護支援事業所	ヘルパーセンターきたうら	ありす刈和野	シヨートステイ和	デイサービスセンター遊	県南入浴サービス	県南訪問介護事業所	シヨートステイ若杉	デイサービスセンター仙南通所介護事業所	ルートピア緑泉訪問介護事業所	ほっと未来シヨートステイ	ほっと未来デイサービスセンター
有限会社ふぁいん 代表取締役	医療法人與治兵衛 理事長	社会福祉法人芳徳会 理事長	横手市長	湯の越の里株式会社 代表取締役	有限会社すばる 代表取締役	大仙市長	大仙市長	有限会社水谷 代表取締役	社会福祉法人柏仁会 理事長	株式会社あゆみ 代表取締役	株式会社あゆみ 代表取締役	有限会社県南看護婦家政婦紹介所 代表取締役	有限会社県南看護婦家政婦紹介所 代表取締役	有限会社県南看護婦家政婦紹介所 代表取締役	社会福祉法人六郷仙南福祉会 理事長	社会福祉法人六郷仙南福祉会 理事長	有限会社企業みらい 代表取締役	有限会社企業みらい 代表取締役
大仙市角間川町字西上野二十二番地八	男鹿市脇本脇本字下谷地三十九番地一	北秋田市松葉町六番二十号	横手市大森町字菅生田二百四十五番地二百五	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田百二十五番地五	仙北市西木町門屋字屋敷田百七十	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地二	大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地二	大仙市太田町齊内字天神堂三十六番地一	大仙市刈和野字愛宕下八十五番地	潟上市天王字細谷長根三十四番地一	潟上市天王字細谷長根三十四番地一	仙北市角館町上菅沢二番地十八	仙北市角館町上菅沢二番地十八	仙北市角館町上菅沢二番地十八	仙北郡美郷町金沢西根字上糠淵三一二	仙北郡美郷町六郷字作山百八十七	仙北郡美郷町畑屋字街道東二百一番地一	仙北郡美郷町畑屋字街道東二百一番地一
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅療養管理指導	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	訪問リハビリテーション	介護予防通所介護	居宅療養管理指導	居宅介護支援事業	介護予防支援事業	訪問介護	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	通所介護 介護予防通所介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防訪問介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護	介護予防訪問介護	介護予防短期入所生活介護	介護予防通所介護
平成十九年四月一日	平成十九年四月二日	平成十九年四月一日	平成十九年三月二十二日	平成十九年四月一日	平成十九年二月二十六日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年三月十二日	平成十九年三月二十三日	平成十九年三月二十三日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日	平成十九年四月一日

デイサービスセンターあさひ	有限会社菅原 代表取締役	仙北市角館町上菅沢百六十八ー一	介護予防通所介護	平成十九年四月二日
デイサービスセンターひなた	有限会社菅原 代表取締役	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地十六	介護予防通所介護	平成十九年四月二日
シヨートステイひだまり	有限会社菅原 代表取締役	仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地七十三	介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月二日
株式会社博コーポレーション グループホーム西の森	株式会社博コーポレーション 代表取締役	雄勝郡羽後町西馬音内字本町百二番地	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年四月十三日
グループホーム福寿草	有限会社福寿 代表取締役	大仙市福田字川原道下五十五番地一	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成十九年三月三十日
サポートハウス高砂	有限会社福寿 代表取締役	大仙市横堀字星宮六百六十一番地	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	平成十九年四月一日
大館市デイサービスセンター大滝指定通所介護事業所	社会福祉法人大館市社会福祉事業団 理事長	大館市十二所字大水口四番地五	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年四月一日
大館市特別養護老人ホームつくし苑短期入所生活介護事業所	社会福祉法人大館市社会福祉事業団 理事長	大館市十二所字大水口四番地五	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年四月一日
大館市デイサービスセンターかつら指定通所介護事業所	社会福祉法人大館市社会福祉協議会 会長	大館市字三ノ丸百三番地四	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年四月一日
五城目町地域包括支援センター	五城目町長	南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目一番地一	介護予防支援事業	平成十九年四月一日

秋田県告示第二百八十七号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のと

おり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。  
平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
ぼらりすケアプランセンター	有限会社ぼらりす 代表取締役	能代市河戸川字南後田六十番地二	居宅介護支援事業	平成十九年三月三十一日
三種町社会福祉協議会ひまわり訪問看護ステーション	社会福祉法人三種町社会福祉協議会 会長	山本郡三種町鹿渡字町後二百六十三	訪問看護 介護予防訪問看護	平成十九年四月一日

秋田県告示第二百八十八号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和五十三年秋田県条例第三十三号）第九条第一項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成十九年五月二十二日

から施行する。

平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

指定番号	一〇四五四	裏ナビ	6月号	大 都 社	著しく青
図 書 名					
発 行 所					
指 定 理 由					

一〇四五五	ムクラジカル Vol.13	ワイレア出版	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四五六	ザベストオリジナル6月号	ハローケイタイエインタテインメント	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四五七	ビデオボーイ 6月号	株式会社ジューオーティ	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四五八	レディースコミック(微熱) 6月号	セブン新社	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四五九	コミックアムール 6月号	サン出版	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六〇	レディスコミック・タブ 6月号	三和出版株式会社	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六一	愛の体験スペシャルDX 6月号	竹書房	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六二	無敵恋愛エスガール 6月号	ぶんか社	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
一〇四六三	恋愛学園ビューVol.6	徳間書店	少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第百八十九号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例(昭和五十三年秋田県条例第三十三号)第十条第一項の規定により、次の興行を青少年に有害な興行として指定し、平成十九年五月二十二日から施行する。

平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

映画

指定番号	題名	配給元	指定理由
六五六三	後妻と息子 淫らな尻なぐさめて	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六四	人妻の衝動 不倫のあとさき	オービー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六五	淫情 く義母と三姉妹	新東宝映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六六	聴かれた女	トランスフォーマー	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六七	ショートバス	アスミックエー	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

六五六八	黒髪マダムレズ 三 十路妻と四十路熟女	新日本映像	その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五六九	奪う女 中出しの誘惑	オービー映画	その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五七〇	新日本映像ニユース (黒髪マダムレズ)三十 路妻と四十路熟女	新日本映像	その健全な育成を阻害するおそれがある。

秋田県告示第百九十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定による平成十九年度狩猟免許試験並びに同法第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成十九年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項及び同令第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 狩猟免許試験

(一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成十九年七月五日 午後一時	大仙市大曲日ノ出町二丁目七番五十三号 大仙市大曲交流センター
平成十九年八月二十六日 午後一時	秋田市河辺戸島字上祭沢三十八番地四 秋田県森林学習交流館
平成十九年十月三日 午後一時	北秋田市上杉字中山沢百二十八番地 県立北欧の杜公園

視力、聴力及び運動能力について行う。

(3) 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱、距離の目測、鳥獣の判別等の課題について行う。

二 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(一) 日時及び場所

日 時	場 所
平成十九年六月二十八日 午前九時	北秋田市鷹巣東中岱七十六番地一 北秋田地域振興局
平成十九年七月十二日 午前九時	秋田市山王四丁目一番二号 秋田地方総合庁舎
平成十九年八月二日 午前九時	大仙市大曲上栄町十三番六十二号 仙北地域振興局
平成十九年九月九日 午後一時	秋田市上北手荒巻字堺切二十四番地二 遊学舎

(二) 適性検査及び講習の内容

(1) 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

(2) 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、三時間以上の講習を行う。

三 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

(一) 狩猟免許試験の受験

(1) 狩猟免許申請書

(2) 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し

(4) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四十一条第一号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

(二) 試験科目

(1) 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

(2) 適性試験

第四十条第二号から第四号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(二) 狩猟免許の更新

狩猟免許の更新申請書

四 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成十九年五月二十二日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日(以下「狩猟免許更新日」という。)の二日前まで、秋田県農林水産部森林整備課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書きし、八十円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

五 申請書類の提出期間及び提出場所

(一) 申請書類は、平成十九年五月二十二日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の二日前までに住所を所管する地域振興局長に提出すること。

(二) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(一)の期間(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

(三) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書きし、書留郵便で送付すること。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の七日前までに到着したものに限り受け付ける。

六 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付開始時刻の三十分から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの(秋田県猟友会員手帳等)を持参すること。

七 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先

秋田県農林水産部森林整備課又は各地域振興局森づくり推進課

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあつた年月日

平成十九年五月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人フラワードesign普及協会

三 代表者の氏名

栗林 登

四 主たる事務所の所在地

秋田県大仙市福田町十二番二十七号

五 定款に記載された目的

この法人は花や植物に関心のある親子や児童、学生から御高齢者までを対象として花の文化を楽しむ方法を開発、普及し、また「老若男女どなたでも親しめるフラワードesignの習得方法」を確立し、フラワードesignの理論・技術・美学の普及と指導に関する事業を行い、自然保護、情操教育、花のある明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、男鹿市払戸土地改良区から次のとおり役員(退任及び就任)の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年五月二十二日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

男鹿市払戸字小深見九十八番地

木元 政弘

小松 穂積

加藤 勝一

加藤 博美

木元 克也

船木 勇蔵

加藤 保廣

木元 政弘

小松 穂積

木元 克也

船木 勇蔵

加藤 保廣

加藤 保廣

加藤 保廣

加藤 保廣

三 退任監事の住所及び氏名

男鹿市払戸字白城百七十九番地三

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第十号

次の史跡名勝天然記念物が文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により、国の名勝に指定されたので、秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第三十五条第二項の規定により、秋田県指定文化財(史跡)を解除する。

平成十九年五月二十二日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

名称	員数	所在地	所有者
如斯亭	木造萱葺平家建 住家一棟 五六 坪一合五勺	秋田市旭川南 町八十六番地 一 ほか	丸野内 駿
	附属茶室木造柿 葺平家建亭 二 坪五合五勺		
	庭園 一、二、三 坪		

選挙管理委員会告示

秋選管告示第五十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六十一条

項の規定により、平成十九年四月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一

項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
萩野芳紀後援会	萩野芳紀	萩野久男	北秋田郡上小阿仁村堂川字山根三十七	平成十九年四月九日
若林徹後援会	若林徹	今野吉喜	由利本荘市御門二百六十二—二	平成十九年四月二十五日

秋選管告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成十九年四月一日から同月三十日までの間に次の政

治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 政党

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
日本共産党北鹿地区委員会	会計責任者 松本 信 新 内 容	平成十九年四月二日
自由民主党秋田県桜友会支部	主たる事務所の所在地 秋田市御所野地蔵田四丁目十一—一	平成十九年四月四日
日本共産党仙北地区委員会	会計責任者 菅原昌子	平成十九年四月十日
自由民主党秋田県自動車販売支部	会計責任者 小松龍夫	平成十九年四月十六日
	会計責任者 上田雅美	"
	浅野庸夫	
	松山正一	
	高橋朗子	
	藤本金治	

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
秋田県林業政治連盟	伊藤辰四郎 新 内 容	平成十九年四月二日
元気な秋田をつくる女性の会	真坂万理子 旧 容	"

秋田政経研究会	若林徹後援会	三浦えいいち後援会	鈴木ヨネオ後援会	小野ひろし後援会	小番宜一後援会	輝政会	本間輝男後援会				秋田県商工政治連盟仙北支部	すずき洋一後援会	秋田県喫茶組合政治連盟	PRU秋中政治センター		佐藤邦夫内川地区後援会		佐藤邦夫森山地区後援会	
主たる事務所の所在地	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	主たる事務所の所在地
秋田市御野場七丁目一―二十一―三百二	若林 徹	由利本荘市出戸町字赤沼下道七十二―十二	佐藤 良広	小野 準之助	由利本荘市切通十五―一	大山 忠	大山 忠	大西 茂雄	戸沢 正隆	小林 康次郎	大館市中道三丁目一―五十	幡江 健志	佐藤 勝則	佐々木 勝久	松橋 武	南秋田郡五城目町内川湯ノ又字金ヶ沢百三十五	一ノ関 信伽	加藤 光雄	南秋田郡五城目町野田字清浦百五十九―三
秋田市牛島東五丁目二―三十九	佐藤 幹夫	由利本荘市西梵天三百三十	畠山 政実	畠山 欣二	由利本荘市薬師堂字谷地九十九	佐々木 博	佐々木 博	鈴木 節郎	金谷 敬一郎	柏谷 圭一郎	大館市豊町四―一	柳澤 寿人	小玉 清昭	中田 易蔵	工藤 鐵雄	南秋田郡五城目町内川浅見内字後田六十九―二	高橋 祐之助	佐川 俊雄	南秋田郡五城目町野田字清浦四十三
平成十九年四月二十六日	平成十九年四月二十五日	”	平成十九年四月二十四日	平成十九年四月二十三日	平成十九年四月二十日	”	”	”	”	平成十九年四月十八日	”	”	平成十九年四月五日	”	”	”	”	”	平成十九年四月四日

秋選管告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、平成十九年四月一日から同月三十日までの間

一 その他の政治団体

に次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成十九年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
高橋照雄後援会	高橋 勲	平成十七年九月二十八日	平成十九年四月二日
佐藤良一後援会	佐藤 俊悦	平成十九年一月二十日	平成十九年四月四日
荒川邦隆後援会	小間屋 実	平成十八年十二月二十日	"
杉渕茂秋後援会	奈良 吉五郎	平成十九年三月十日	"
田代千代志後援会	田代 千代志	平成十九年三月十日	"
佐藤しげる後援会	石沢 英夫	平成十九年三月十三日	平成十九年四月十日
大部隆一後援会	高橋 幸一	平成十八年三月三十一日	平成十九年四月二十四日
木村友勝後援会	藤 田 茂	平成十九年四月十九日	平成十九年四月二十五日
秋田政経友の会	木村 友勝	平成十九年四月十九日	"
若林徹後援会	若林 徹	平成十九年四月五日	"
小柳勉後援会	小野 久米之助	平成十九年四月二十日	平成十九年四月二十六日
佐藤清雄後援会	佐藤 清雄	平成十八年十二月一日	平成十九年四月二十七日

秋選管告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成十九年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

種類	政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	収入総額	前年からの繰越額	本年の収入額	支出総額	収入・支出の内訳
Ⅰ 報告書の要旨						
Ⅱ 収入及び支出のある団体						
(1) その他の政治団体	政治団体の名称 荒川邦隆後援会 (平成18年分)					
	報告年月日 平成19年4月4日					
	収入・支出の総額	22,650円		22,650円	0円	
						22,650円
						22,650円
						政治活動費
						22,650円

組織活動費 合計 22,650円 政治団体の名称 田代千代志後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成19年4月4日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 278,998円 前年からの繰越額 278,998円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 278,998円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 経常経費 220,000円 人件費 178,000円 事務所費 42,000円 政治活動費 58,998円 その他の経費 58,998円 合計 278,998円 政治団体の名称 木村友勝後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成19年4月25日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 102,184円 前年からの繰越額 18,861円 本年の収入額 83,323円 (イ) 支出総額 102,184円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 寄付 83,323円 政治団体からの寄付 83,323円 合計 83,323円 (イ) 支出の内訳 経常経費 32,474円 人件費 10,000円		備品・消耗品費 5,588円 事務所費 16,886円 政治活動費 69,710円 組織活動費 69,710円 合計 102,184円 政治団体の名称 秋田政経友の会 (平成19年分) 報告年月日 平成19年4月25日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 83,323円 前年からの繰越額 83,323円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 83,323円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 寄付・交付金 83,323円 政治活動費 83,323円 合計 83,323円 政治団体の名称 小柳勉後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成19年4月26日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 108,870円 前年からの繰越額 108,870円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円 政治団体の名称 佐藤清雄後援会 (平成18年分) 報告年月日 平成19年4月27日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 603,353円 前年からの繰越額 603,353円 本年の収入額 0円 (イ) 支出総額 0円	
---	--	---	--

(1) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
高橋照雄後援会 (平成17年分)	平成19年4月2日
佐藤良一後援会 (平成19年分)	平成19年4月4日
杉刈茂秋後援会 (平成19年分)	平成19年4月4日
佐藤しげる後援会 (平成19年分)	平成19年4月10日
大部隆一後援会 (平成17年分)	平成19年4月24日
大部隆一後援会 (平成18年分)	平成19年4月24日
若林徹後援会 (平成17年分)	平成19年4月25日
若林徹後援会 (平成18年分)	平成19年4月25日
若林徹後援会 (平成19年分)	平成19年4月25日

**秋田管区第三五十九号**  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成十九年五月二十二日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内		届出年月日
				新	旧	
三浦英一	県議会議員	三浦えいいち後援会	主たる事務所の所在地	由利本荘市出戸町字赤沼下道七十二 一十二	由利本荘市西梵天三百三十	平成十九年四月二十四日
京極利美	県議会議員(候補者となろうとする者)	秋田政経研究会	主たる事務所の所在地	秋田市御野場七丁目一 二二一三	秋田市牛島東五丁目一 三十九	平成十九年四月二十六日

秋選管告示第六十号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第  
 三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基  
 づき、告示する。  
 平成十九年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体		代表者氏名	届出年月日
		名	主たる事務所の所在地		
田代千代志	仙北市議会議員 (候補者となろうとする者)	田代千代志後援会	仙北市西木町松木内字松葉百十八	田代千代志	平成十九年四月四日
木村友勝	県議会議員(元現職)	秋田政経友の会	秋田市川辺北野田高屋字雷谷地二十六―十一	木村友勝	平成十九年四月二十五日
若林徹	由利本荘市議会議員(候補者となろうとする者)	若林徹後援会	由利本荘市御門二百六十二―二	若林徹	"
佐藤清雄	旧田沢湖町長	佐藤清雄後援会	仙北市田沢湖町生保内字源左エ門野九十六	佐藤清雄	平成十九年四月二十七日

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号  
 株式会社 松原印刷社  
 電話 862-8766 FAX 863-0005  
 E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄

